

簡易耐震改修工事費 補助事業チェックリスト

1. 耐震改修工事を行うのは、昭和56年5月以前着工の戸建住宅（店舗等併用住宅を含む）ですか？

Yes No
●▶ ☐ ☐

2. 耐震診断等の結果、安全性が低い（評点が0.7未満）との診断ができましたか？

Yes No
●▶ ☐ ☐

3. あなたは、兵庫県内に居住（要住民票登録）していますか？

Yes No
●▶ ☐ ☐

4. 工事は、住宅の耐震性向上のために行う評点0.7以上を満たす工事（総額50万円以上）で以下の耐震改修工事ですか？

- ア. 基礎・柱・はり及び耐久壁の補強工事（地盤改良工事を含む）
- イ. 屋根を軽量化する工事
- ウ. 床面の剛性を高める工事
- エ. ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は町長が認める工法による補強工事
- オ. 減築工事（減築後の住宅に一つ以上の居室、専用の炊事用流し・トイレ・出入口が伴うこと）

Yes No
●▶ ☐ ☐

5. 工事は、兵庫県の住宅改修業者登録制度に登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約によるものですか？
※契約前に補助申請が必要です。

Yes No
●▶ ☐ ☐

6. 前年の所得は1,200万円以下ですか？町税の滞納はありませんか？暴力団関係者ではありませんか？

Yes No
●▶ ☐ ☐

7. 工事は申請年度の当該年度末までに完了しますか？

Yes No
●▶ ☐ ☐

8. 過去に、兵庫県及び稲美町の耐震化施策の補助金を受けたことがありますか？

Yes No
●▶ ☐ ☐

・1～8全て“Yes”なら、この補助制度の適用を受けられる可能性があります。
※住宅耐震改修計画策定費等補助事業を受けている場合は、計画策定にかかる費用を対象経費に含めることができません。